

柳川市過疎地域持続的発展計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果

1、意見募集の概要

(1) 意見を提出できる人

- (ア) 市内に住所がある個人
- (イ) 市内に事務所や事業所を持つ個人・法人・団体
- (ウ) 市内にある事務所や事業所に勤める個人
- (エ) 市内の学校に通う個人
- (オ) 市に対して納税義務を有するもの
- (カ) 計画などに具体的な利害関係を有する個人・法人・団体

(2) 公表の方法

- (ア) 市ホームページに 計画（案） 及び 意見等申出書を掲載
- (イ) 市広報紙に意見募集記事を掲載（7月1日号）
- (ウ) 柳川庁舎（総合案内、市政情報コーナー）、大和・三橋庁舎（市民サービス課）、水の郷、図書館、大和・三橋生涯学習センター、市公民館（コミュニティセンター） に資料の設置

(3) 募集期間

令和3年7月2日（金） ～ 7月16日（金）

2、実施結果

【意見申出者】 1人

【意見数】 1件

3、パブリックコメントの意見と市の考え方

意見等の該当箇所	意見等の概要	回答
1、基本的な事項 (1) 柳川市の概況 P1	「感潮河川」の説明を記載していただきたい。普段見慣れぬ言葉で、この言葉を理解できる方は少数だと思われるので、追加記載の検討をお願いしたい。	「感潮河川」とは下流において流速や水位が潮の干満の影響を受けて変動する河川となっています。ご指摘のように、本計画の中の文言で馴染みがない言葉については説明を加えます。